

# 1 議 事 日 程 (第 1 日)

(平成 19 年第 1 回有田川町議会定例会)

平成 19 年 3 月 7 日

午前 9 時 30 分開会

於 議 場

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 発議第 1 号 有田川町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定  
について
- 日程第 5 発議第 2 号 有田川町議会会議規則の一部を改正する規則の制定に  
ついて
- 日程第 6 選挙第 1 号 和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙につ  
いて
- 日程第 7 陳情の審査報告について (陳情第 1 号)
- 日程第 8 議案第 6 号 平成 18 年度有田川町一般会計補正予算 (第 8 号)
- 日程第 9 議案第 7 号 平成 18 年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正  
予算 (第 3 号)
- 日程第 10 議案第 8 号 平成 18 年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算  
(第 4 号)
- 日程第 11 議案第 9 号 平成 18 年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算  
(第 4 号)
- 日程第 12 議案第 10 号 平成 18 年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計補正  
予算 (第 1 号)
- 日程第 13 議案第 11 号 平成 18 年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別  
会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 14 議案第 12 号 平成 18 年度有田川町公共下水道事業特別会計補正予  
算 (第 5 号)
- 日程第 15 議案第 42 号 有田川町課設置条例の一部を改正する条例の制定につ  
いて
- 日程第 16 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることに  
ついて
- 日程第 17 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることに  
ついて
- 日程第 18 諮問第 3 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることに  
ついて

- 日程第19 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第20 議案第13号 平成19年度有田川町一般会計予算
- 日程第21 議案第14号 平成19年度有田川町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第22 議案第15号 平成19年度有田川町老人保健事業特別会計予算
- 日程第23 議案第16号 平成19年度有田川町介護保険事業特別会計予算
- 日程第24 議案第17号 平成19年度有田川町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第25 議案第18号 平成19年度有田川町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第26 議案第19号 平成19年度有田川町簡易排水事業特別会計予算
- 日程第27 議案第20号 平成19年度有田川町浄化槽事業特別会計予算
- 日程第28 議案第21号 平成19年度有田川町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第29 議案第22号 平成19年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計予算
- 日程第30 議案第23号 平成19年度有田川町岩倉財産区管理会特別会計予算
- 日程第31 議案第24号 平成19年度有田川町粟生財産区管理会特別会計予算
- 日程第32 議案第25号 平成19年度有田川町城山山林財産区管理会特別会計予算
- 日程第33 議案第26号 平成19年度有田川町八幡山林財産区管理会特別会計予算
- 日程第34 議案第27号 平成19年度有田川町安諦山林財産区管理会特別会計予算
- 日程第35 議案第28号 平成19年度有田川町水道事業会計予算
- 日程第36 議案第29号 有田川町移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第37 議案第30号 有田川町境川コミュニティセンター条例の制定について
- 日程第38 議案第31号 有田川町西谷コミュニティセンター条例の制定について
- 日程第39 議案第32号 有田川町井谷コミュニティセンター条例の制定について
- 日程第40 議案第33号 有田川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第41 議案第34号 有田川町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第42 議案第35号 有田川町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第43 議案第36号 有田川町特別会計設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第44 議案第37号 有田川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第45 議案第38号 有田川町使用料の徴収に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について
- 日程第46 議案第39号 有田川町水源の森基金条例の制定について
- 日程第47 議案第40号 有田川町公共施設整備基金条例の制定について
- 日程第48 議案第41号 有田川町生石高原天文台条例の一部を改正する条例の  
制定について
- 日程第49 議案第43号 有田川町道路線の認定について
- 日程第50 議案第44号 有田川町道路線の認定について

2 出席議員は次のとおりである（26名）

1番	尾上武男	2番	増谷憲
3番	堀江眞智子	4番	亀井次男
5番	東武史	6番	細東正明
7番	田中良知	8番	岡省吾
9番	前勢利夫	10番	湊正剛
11番	佐々木裕哲	12番	森本明
13番	横畑龍彦	14番	殿井堯
15番	浦博善	16番	林道種
17番	坂上東洋士	18番	楠部重計
19番	新家弘	20番	西弘義
21番	中面正門	22番	中山進
23番	竹本和泰	24番	大岡憲治
25番	橋爪弘典	26番	森谷信哉

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 遅刻議員は次のとおりである（なし）

5 会議録署名議員

10番	湊正剛	18番	楠部重計
-----	-----	-----	------

6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（20名）

町長	中山正隆	助役	山崎博司
総務課長	須佐見政人	清水行政局長	保田永一郎
消防長	片畑昌宙	企画課長	山崎正行
福祉課長	東敏雄	住民課長	星田仁志
税務課長	赤井康彦	出納室長	浜田文男
情報管理課長	水口克將	建設課長	中西一雄
産業課長	東信行	地籍調査課長	福原茂記
水道課長	嶋崎篤生	下水道課長	中井勇
教育委員長	鈴間稔	教育長	楠木茂
学校教育課長	岩本良憲	社会教育課長	平内竹信

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

事務局長	本下浩久	書記	池尻ひろ子
------	------	----	-------

## 8 議事の経過

開会 9時30分

### ○議長（亀井次男）

おはようございます。

ただいまの出席議員は26名であります。

定足数に達していますので、第1回有田川町議会定例会は成立いたしました。

ただいまから平成19年第1回有田川町議会定例会を開会します。

開議 9時31分

### ○議長（亀井次男）

本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

…………… 日程第1 会議録署名議員の指名 ……………

### ○議長（亀井次男）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、10番、湊正剛君、18番、楠部重計君を指名します。

…………… 日程第2 会期の決定 ……………

### ○議長（亀井次男）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

この際、議会運営委員長から委員会開催の結果について、ご報告をお願いいたします。

議会運営委員長、中山君。

### ○議会運営委員長（中山 進）

おはようございます。

議長の指名がありましたので、議会運営委員会の経過と結果について、ご報告申し上げます。

去る3月2日、議会運営委員会を開き、本定例会の会期、日程等について協議いたしました結果、会期につきましては、本日から3月23日までの17日間とし、日程については、お手元に配布されている日程表のとおりといたしたく思います。

日程第8から日程第50までの議案39件、諮問4件について一括上程を行い、当局から提案理由の説明を求めたのち、全員協議会にてご審議頂きたいと思っております。

全員協議会が終わり次第、本会議において日程第4、発議第1号から日程第19、諮問第4号までの議案審議をお願いいたします。

この会期、日程等にご賛同賜り、円滑な議会運営ができますよう議員各位のご協力をお願い申し上げまして報告といたします。

○議長（亀井次男）

ただいまの議会運営委員長からの報告のとおり、本定例会の会期は本日から3月23日までの17日間にいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月23日までの17日間に決定しました。

…………… 日程第3 諸般の報告 ……………

○議長（亀井次男）

日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に町長より提出された議案等は、議案39件、諮問4件であります。

また、説明員は町長ほか19名であります。

次に、監査委員より平成18年11月、12月、平成19年1月分の例月出納検査及び平成18年度の定期監査の結果がそれぞれお手元に配布のとおり報告されております。

次に、本定例会までに受理いたしました請願第1号、主要県道美里龍神線、紀美野町美里地区～有田川町清水地区、堂鳴海トンネル——仮称でございます、整備事業の実現を求める請願は、お手元に配布の文書表のとおり、産業建設常任委員会に付託することに決定しましたので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

…………… 一括議題 提案理由の説明 ……………

○議長（亀井次男）

これより議案の審議を行います。

お諮りします。

日程の順序を変更し、日程第8から日程第50までの議案39件、諮問4件を先に議題としたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認めます。

日程の順序を変更し、日程第8から日程第50までの議案39件、諮問4件を先に議題とすることに決定しました。

お諮りします。

日程第8から日程第50までの議案39件、諮問4件を一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認めます。

したがって、日程第8から日程第50までの議案39件、諮問4件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

おはようございます。

本日ここに平成19年有田川町議会第1回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には何かとお忙しい中、全員ご参集を賜りまして、心から厚く御礼を申し上げたいと思います。

平成19年度予算案、その他諸議案のご審議をお願いするに当たり、所信の一端を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様に一層のご理解とご協力をお願い申し上げる次第であります。

去年、平成18年1月1日合併しまして、早くも1年2カ月たちました。振り返ってみまして、何となくスムーズに1年間進めたのかなという感じがします。これも議員各位あるいは町民の皆様方の温かいご理解とご指導のたまものと、厚く御礼を申し上げたいと思います。

でも今、景気は戦後最長のいざなぎ景気を越えたと見られ、企業業績が好調な一方で、個人の実感に貧しい状況にあり、いまだ閉塞感からの脱却は図れていないように感じられます。

こうした状況の中、国の三位一体の改革が進み、多くの地方自治体の収入が大幅に減少し、歳入不足が生じ、基金の取り崩しなどによる対応を迫られ、財政状況はさらに厳しさが増しています。

本町においても非常に厳しい財政状況ではございますが、できる限り、皆様のご要望におこたえできるよう、交通網の整備、教育文化の向上、福祉の充実、産業の振興、災害に強いまちづくりに努めてまいりたいと考えております。

平成19年度予算は、住民のニーズや財政状況の変化に対応しつつ、将来的にも安定した財政運営ができる予算を編成することを柱とし、新町まちづくりの基本方針である、すこやかで安らぎのある心豊かなまち、地域の特性を活か

し多様な産業・交通機会のあるまち、自然と共生し快適に暮らせるまち、地域一体となり新しい時代を創造するまち、ふれあい、学びあい、いきいきとした暮らし育むまち、住民参加と様々な交流により開かれたまちを目標とし、常にコスト意識を持って事業の緊急性や必要性を熟慮した上で、取捨選択や効率的な執行に取り組むことが重要であると考えております。

少なくとも今後5年間は厳しい施策の選択をしながら歳出削減を行い、歳入の減少に柔軟に対応しなければならず、その準備も進めていかなければならないと思っております。

このような状況から、予算編成については継続可能な予算構造への転換を目標とし、財政調整基金の繰り入れは適正規模まで縮減し、各課への一般財源枠配分方式をもって編成するとともに、各課の歳出削減による努力を後年度の予算編成にメリットとして反映できる仕組み、インセンティブ予算方式も次年度以降の導入に向けて検討する予定であります。

今後の一般財源の減少を見据え、投資的経費の抑制による公債費の削減を柱に徹底した歳出の削減に努めるとともに、事務の効率化を図り事務執行経費の削減に努めてまいります。

行政事業は拡大からすでに選択の時代に突入しており、スクラップ・アンド・ビルドの観点から事業を整理し、効果の見られないもの、もしくは効果が確認できないものは休止または廃止し、住民のニーズや時代に即した行政需要に的確に対応することが重要であると考えております。

次に、行政改革については、平成18年1月1日、新しい社会の動きや地域全体の課題に的確かつ効果的に対応し、安心して暮らせる活力ある地域社会を実現するため有田川町が誕生しました。しかしながら、この合併が即、行財政基盤の強化を意味するものではありません。今後の行財政体制の整備・改革がなければ行財政面で十分な合併効果を得ることはできません。地方分権の推進により、国・県との対等なパートナーシップが確立され、各種事務事業が権限移譲される一方で、地方交付税や各種補助事業の削減、構造的不況下による税収減など、地方公共団体を取り巻く財政環境は一層厳しさを増しています。

このような状況を踏まえつつ、これからも豊かで活力のあるまちづくりを継続・発展させていくためには、直ちに限られた行財政資源を最大限活用し、簡素で効率的な行政運営を行い、かつ町職員の意識改革を促し、最少の経費で最大の効果を生み出す行政運営に取りかかるべく、健全な財政運営の推進、シンプルで効率的・発展的な行政運営の推進、オープンで信頼される行政運営の推進、職員の意識改革の推進など大きな4つの柱を立てて、行政改革を進めてまいります。

機構改革については、本年4月1日より取り組みたいと考えております。



厳しい社会経済情勢の中、その変化に素早く対応しつつ住民のニーズにこたえていくためには、シンプルで効率的な組織・機構を構築し、住民にもわかりやすいものでなければなりません。

行政のスリム化と引きかえに住民サービスが低下することのないよう、企業的・市場的な新しい考え方で、住民に愛される役場づくりを目指します。

今までの既成概念にとらわれることなく、一から組織・機構を見直し、行財政運営機能と整合性のとれた政策形成機能や総合調整機能の充実強化を進めてまいります。

また、複数の課にまたがる事務事業についても簡素化・効率化を図り、同時に住民の側からもわかりやすく利用しやすい組織構造を目指します。

住民サービスの向上と財政の健全化を両立させるために、全力で取り組んでまいります。

今後とも皆さまのより一層のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、本定例会に上程いたします議案は、予算案件23件、条例案件14件、人事案件4件、その他議決を求めるもの2件の合計43件であります。

まず、議案第13号の平成19年度有田川町一般会計予算からご説明を申し上げます。

平成19年度の予算編成に当たっては、前年度予算をベースにする従来の前例踏襲方式や積み上げ方式と呼ばれる予算編成の手法は、予算獲得のために前年度の事業予算を確保しながら新たな要求をする方向に向かいやすく、予算規模の肥大化をもたらすことになり、財政の硬直化を招いてしまうことになりかねません。一般財源が毎年減少していく現在の状況下では、従来のように事業の評価や整理が行われなままマイナスシーリングで歳出を一律に圧縮し、事業の重要度にかかわらず同様の査定をすることは各事業に悪影響を及ぼすばかりか財源不足が発生しやすく、赤字の抑制が困難となることなど、従来の予算編成はもはや限界に達しています。

このような状況から、平成19年度予算の編成については継続可能な予算構造への転換を目標とし、財政調整基金の繰入れは適正規模まで縮減し、各課への一般財源枠配分方式をもって編成いたしました。

歳入の主なものとしたしましては、町税に26億2,731万円を、地方譲与税に2億1,500万円を、地方消費税交付金に2億2,000万円を、自動車取得税交付金に1億円を、地方交付税に64億円を、分担金及び負担金に2億3,874万3,000円を、国庫支出金に12億9,112万8,000円を、県支出金に12億4,041万9,000円を、繰入金として財政調整基金より8億円を、地域振興基金より3,910万円を、まちづくり基金よ

り6,700万円を、ふるさと基金より2,940万円を、保育所整備資金基金より5,000万円を、中学校施設整備資金基金より8,300万円を、町債として、臨時財政対策債に4億5,000万円を、総務債に1億9,650万円を、農林水産業債に1億9,700万円を、土木債に14億7,830万円を、教育債に9,540万円を、それぞれ見込んでおります。

その他の歳入につきましても、従来の歳入実績に基づいて、それぞれの科目に計上しております。

一方、歳出におきましては、一般行政経費の節減抑制に努め予算編成をした次第であります。

主な事業といたしましては、総務費の財産管理費では清水会館改修事業に4,500万円を、選挙費では和歌山県議会議員一般選挙費に2,280万円を、参議院議員通常選挙費に3,500万円を、民生費の保育所費では金屋第3保育所用地造成事業に5,000万円を、衛生費のじんかい処理費ではゴミ収集運搬業務委託料に7,396万2,000円を、し尿処理費では合併処理浄化槽設置補助金に5,574万9,000円を、農林水産業費の農業振興費では中山間地域直接支払制度交付金に2億1,200万円を、農地費では土地改良総合整備事業・工事請負費に1億4,500万円を、地籍調査事業費では地籍調査測量等委託料に1億7,174万7,000円を、林業振興費では森林整備地域活動支援交付金に3,300万円を、林道新設改良費では工事請負費に2億8,298万8,000円を、土木費の道路橋りょう維持費では工事請負費に4,903万6,000円を、道路新設改良費では吉備インター連絡線・工事委託料に8,472万3,000円を、工事請負費に4億5,626万8,000円を、都市計画総務費では藤並駅改築委託料に5億1,494万6,000円を、工事請負費に5億3,500万円を、公有財産購入費に4億600万円を、藤並駅改築負担金に2億3,045万7,000円を、消防費の非常備消防費では消防団員退職報償金に3,456万円を、教育費の通学対策費ではスクールバス等運行維持管理委託料に6,229万1,000円を、学校建設費では金屋中学校地震補強・大規模改造工事費に2億2,000万円を、公債費では元利償還金に33億5,823万円を、諸支出金の基金費では合併地域振興基金積立金に2億円を、また他会計への繰出金として国民健康保険事業特別会計繰出金に3億55万5,000円を、介護保険事業特別会計繰出金に3億5,730万1,000円を、老人保健事業特別会計繰出金に3億3,338万7,000円を、簡易水道事業特別会計繰出金に2億1,151万7,000円を、農業集落排水事業特別会計繰出金に2億5,967万4,000円を、公共下水道事業特別会計繰出金に1億6,946万8,000円を、このほかにも所要の経費を計上した結果、平成19年度一般会計予算は前年度の

骨格予算に比べ12.0%増の162億700万円の予算と相成りました。

次に、各特別会計予算についてご説明を申し上げます。

議案第14号は、平成19年度有田川町国民健康保険事業特別会計予算であります。

国民健康保険事業は、医療費の動向に大きく左右されるものでありますので、疾病の早期発見、早期治療を目指し、健康づくり事業を推進しているところであります。

医療費は年々増加し、依然として厳しい状況の中、保険給付費、老人保健拠出金、介護給付金など、前年度に比べ5.0%増の35億7,029万1,000円を計上しております。この財源として、国民健康保険税、療養給付費交付金、国庫支出金などを充てることにしております。

議案第15号は、平成19年度有田川町老人保健事業特別会計予算であります。

高齢化の進行に伴い、老人医療費が年々増加していることから、前年度に比べ14.5%増の41億8,390万6,000円を計上しております。この財源として、支払基金交付金、国・県支出金及び一般会計繰入金を充てることにいたしております。

議案第16号は、平成19年度有田川町介護保険事業特別会計予算であります。

介護保険事業に要する介護サービス給付費、介護予防サービス給付費などに、前年度に比べ21.2%増の20億4,293万円を計上しております。

議案第17号は、平成19年度有田川町簡易水道事業特別会計予算であります。

本年度予算につきましては、水道施設整備費、町債の元利償還金などに、前年度に比べ14.4%減の7億545万6,000円を計上しております。

議案第18号は、平成19年度有田川町農業集落排水事業特別会計予算であります。

農業集落排水事業につきましては、田殿、徳田、吉見、熊井・奥、吉原処理施設がすべて供用を開始しています。今後は、維持管理において安全な施設管理、加入促進などを中心に事業展開しながら、より一層の経営効果率を目指します。本年度予算につきましては、処理施設管理費、町債の元利償還金などに、前年度に比べ4.6%増の3億109万4,000円を計上しております。

議案第19号は、平成19年度有田川町簡易排水事業特別会計予算であります。

本年度の予算につきましては、処理施設維持管理費、町債の元利償還金などに344万1,000円を計上しております。

議案第20号は、平成19年度有田川町浄化槽事業特別会計予算であります。

本年度予算につきましては、浄化槽整備事業費、町債の利子償還金、減債基金積立金などに3,885万4,000円を計上しております。

議案第21号は、平成19年度有田川町公共下水道事業特別会計予算であります。

本年度予算につきましては、施設整備事業費、町債の元利償還金などに、前年度に比べ44.9%増の17億4,947万円を計上しております。

議案第22号は、平成19年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計予算であります。

本年度予算につきましては、施設管理費などに1億3,173万8,000円を計上しております。

議案第23号は、平成19年度有田川町岩倉財産区管理会特別会計予算であります。

本年度予算につきましては、財産区管理会委員報酬などに5万9,000円を計上しております。

議案第24号は、平成19年度有田川町栗生財産区管理会特別会計予算であります。

本年度の予算につきましては、財産区管理会委員報酬、公有林整備事業債元利償還金、労務作業等賃金などに37万4,000円を計上しております。

議案第25号は、平成19年度有田川町城山山林財産区管理会特別会計予算であります。

本年度予算につきましては、財産区管理会委員報酬などに169万1,000円を計上しております。

議案第26号は、平成19年度有田川町八幡山林財産区管理会特別会計予算であります。

本年度予算につきましては、財産区管理会委員報酬、公有林整備事業債元利償還金繰出金などに160万2,000円を計上しております。

議案第27号は、平成19年度有田川町安諦山林財産区管理会特別会計予算であります。

本年度予算につきましては、財産区管理会委員報酬などに4万3,000円を計上しております。

議案第28号は、平成19年度有田川町水道事業会計予算であります。

本年度予算につきましては、収益的収入の水道事業収益は3億6,408万1,000円で、収入のほとんどが水道使用料でございます。水道事業費用は3億5,024万4,000円を計上しており、その内訳は水道施設の維持管理費や企業債償還利息などの経常経費、減価償却費などがございます。また、

資本的収入は2億5,231万1,000円、資本的支出は3億4,778万3,000円を計上しております。建設改良費の主たる内容としましては、震災対策に伴う送配水施設の二元化工事、また下水道や県道バイパス、高速4車線化に伴う補償工事などです。資本的収入が資本的支出に対し不足する額9,547万2,000円は、損益勘定留保資金等で補てんいたします。

以上で平成19年度当初予算の説明を終わります。

次に、平成19年度予算以外の議案についてご説明を申し上げます。

議案第6号は、平成18年度有田川町一般会計補正予算第8号であります。

今回の補正は、歳入において国庫支出金、県支出金、町債など見込み得る額が把握できましたので、これを補正するとともに、歳出では国・県補助対象費の決定に伴う補正を行ない、未執行額となる見込み額を減額した結果、今回は7,061万7,000円の補正となり、補正後の予算総額は171億5,367万8,000円と相成りました。

議案第7号は、平成18年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号であります。

今回の補正は、一般被保険者療養給付費、退職者被保険者等療養給付費及び共同事業拠出金など見込み得る額が把握できましたので、45万5,000円の減額補正を行なうものであります。

議案第8号は、平成18年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算第4号であります。

今回の補正は、歳入において介護給付費国庫及び県費負担金など見込み得る額が把握できましたので、これを補正するとともに、歳出では介護予防支援費計画手数料など見込み得る額が把握できましたので、52万2,000円の減額補正を行なうものであります。

議案第9号は、平成18年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算第4号であります。

今回の補正は、大賀畑地区、吉原地区及び粟生簡易水道施設費において不用額となる見込み額を把握した結果、6,700万3,000円の減額補正を行なうものであります。

議案第10号は、平成18年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計補正予算第1号であります。

今回の補正は、歳入において温泉使用料、諸収入の見込み得る額が把握できましたので、これを補正するとともに、歳出では施設管理費において未執行額となる見込み額を減額した結果、1,353万5,000円の減額補正を行なうものであります。なお、歳入不足分については明恵峡温泉基金より1,450万円を繰入れております。

議案第 11 号は、平成 18 年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計補正予算第 1 号であります。

今回の補正は、短期入所生活介護費収入、施設介護サービス費収入、特定入所者介護サービス費収入など、サービス収入において見込み得る額が把握できましたので、これを補正するとともに、諸収入において社会福祉法人「清水会」解散に伴う精算金として 9,363 万 1,000 円の歳入があり、その分を合わせ、特別養護老人ホーム「しみず園」基金に 9,526 万円の積立てを行なうものであります。

議案第 12 号は、平成 18 年度有田川町公共下水道事業特別会計補正予算第 5 号であります。

今回の補正は、施設整備事業単独事業費において不用額となる見込み額を把握し、また国庫補助分の管路整備事業費及び交付金事業費については科目更正を行なった結果、193 万 1,000 円の減額補正を行なうものであります。

議案第 29 号は、有田川町移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

地域間の情報通信格差の是正を図るため、県費補助を受け、川合地区に移動通信用鉄塔整備を実施したことに伴い、清水川合局を追加するため、本条例の一部改正をいたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

議案第 30 号は、有田川町境川コミュニティセンター条例の制定についてであります。

地域住民の教育の向上、健康の増進及び情報の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進を目的に建設されました境川コミュニティセンターについて、設置及び管理運営などに関し必要な事項を定めるため本条例を制定いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

議案第 31 号は、有田川町西谷コミュニティセンター条例の制定についてであります。

地域住民の教育の向上、健康の増進及び情報の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進を目的に建設されました西谷コミュニティセンターについて、設置及び管理運営などに関し必要な事項を定めるため本条例を制定いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

議案第 32 号は、有田川町井谷コミュニティセンター条例の制定についてであります。

地域住民の教育の向上、健康の増進及び情報の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進を目的に建設されました井谷コミュニティセンターについて、設置及び管理運営などに関し必要な事項を定めるため本条例を制定いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

議案第 33 号は、有田川町特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の改正は、勤務形態が非常勤でない高齢者生産活動センター事務長の欄を削除するため、本条例の一部改正をお願いするものであります。

議案第 34 号は、有田川町特別職の職員で常勤のものものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の改正は、附則第 2 項に「第 3 条の規定にかかわらず、当分の間、町長、副町長に支給すべき給料は、別表に定める額から、町長においては 3 万 5,000 円、副町長においては 1 万 5,000 円を減額した額とする」を追加するため、本条例の一部改正をお願いするものであります。

議案第 35 号は、有田川町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の改正は、附則第 2 項に「第 3 条の規定にかかわらず、当分の間、教育長に支給すべき給料は、別表に定める額から 1 万円を減額した額とする」を追加するため、本条例の一部改正をお願いするものであります。

議案第 36 号は、有田川町特別会計設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

有田川町住宅新築資金等事業特別会計については、町債の元利償還金のみのため、平成 19 年度より特別会計から一般会計へ統合いたしたく、本条例の一部改正をお願いするものであります。

議案第 37 号は、有田川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

国民健康保険法施行令の一部が改正され、国民健康保険税の基礎課税額の限度額が 53 万円から 56 万円に引き上げられるため、本条例の一部改正をお願いするものであります。

議案第 38 号は、有田川町使用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

プリペイドカード式営農給水施設の使用料金については、合併協議において、水道料金の 8 割を目途に調整するようになっており、水道料金が平成 18 年 10 月 1 日に統一料金に改定されたことにより、本条例の一部改正をお願いするものであります。

議案第 39 号は、有田川町水源の森基金条例の制定についてであります。

森林を源とし、森の持つ公益的な機能を山村、都市を問わず、これを享受するものが共通の認識のもと、貴重な自然環境の保全と創造を推進するため基金を積立て、合併時において旧清水町暫定基金として運用してまいりましたが、合併後も引き続き同様の運用とするため、本条例を制定いたしたく、議会の同

意をお願いするものであります。

議案第40号は、有田川町公共施設整備基金条例の制定についてであります。

開発地及び周辺の公共公益施設の整備に充てるため、開発者からの協力金をもって基金に積立て、合併時において旧吉備町の暫定基金として運用してまいりましたが、合併後も引き続き同様の運用をするため本条例を制定いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

議案第41号は、有田川町生石高原天文台条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

生石高原天文台の来館者数が年々減少し、寒冷期の観望利用率が低いため、11月1日から翌年の3月末までの5カ月間を休館とするため、本条例の一部改正をお願いするものであります。

議案第42号は、有田川町課設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の改正は、第1次機構改革に伴い、企画課を企画財政課とし、福祉課から衛生部門を分離し環境衛生課を新設するとともに、事務分掌の見直し及び課設置条例の改正に伴い、附則にて総合計画審議会条例及び都市計画審議会条例中の担当課を、それぞれ企画財政課及び建設課に改正するため、本条例の一部改正をお願いするものであります。

議案第43号は、有田川町道路線の認定についてであります。

有田川町大字小島地内、町道小島天満川線396mを道路法の規定により、町道の認定をお願いするものであります。

議案第44号は、有田川町道路線の認定についてであります。

有田川町大字杉野原地内、町道奥ノ田上西線925mを道路法の規定により、町道の認定をお願いするものであります。

諮問第1号は、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてであります。

人権擁護委員、川口俊美氏が本年6月30日をもって任期満了となりますが、人格が高潔で人権擁護に関し識見を有する同氏を引き続き人権擁護委員候補者として推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

諮問第2号は、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてであります。

人権擁護委員、三輪琢造氏が本年6月30日をもって任期満了となりますが、人格が高潔で人権擁護に関し識見を有する同氏を引き続き人権擁護委員候補者として推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

諮問第3号は、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてであります。



本年6月30日をもって任期満了となります有田川町大字下津野820番地、栗山昌子氏の後任に、人格が高潔で人権擁護に関し識見を有する有田川町大字水尻1313番地、橋本彰氏を人権擁護委員候補者として推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

諮問第4号は、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてであります。

本年6月30日をもって任期満了となります有田川町大字修理川18番地2、長田敏樹氏の後任に、人格が高潔で人権擁護に関し識見を有する有田川町大字吉原1269番地1、池尻壽夫氏を人権擁護委員候補者として推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

以上で提出議案に対する説明を終わります。

何とぞ、ご審議の上ご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（亀井次男）

以上、町長の提案理由の説明が終わりました。

続きまして、補足説明はありますか。

ないようですので、提案理由の説明を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩中に全員協議会を開きますので、よろしく願いいたします。

~~~~~

休憩 10時22分

再開 15時00分

~~~~~

…………… 日程第4 発議第1号 ……………

○議長（亀井次男）

再開いたします。

日程第4、発議第1号、有田川町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本議案は、提出者22番中山議員、賛成者18番楠部議員ほか4名より提出されていますので、22番議員に提案理由の説明を求めます。

22番、中山君。

○22番（中山 進）

発議第1号、有田川町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、地方自治法の一部を改正する法律が平成18年6月7日に公布され、法第109条、第109条の2及び第110条において、常任委員・

議会運営委員・特別委員を、閉会中、議長が委員の選任をすることができるようになったことから関連条項の改正をする必要があるので、地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出する。

提出者、中山進、賛成者、楠部重計、増谷憲、佐々木裕哲、殿井堯、新家弘。以上であります。

ご審議の上、ご賛同の程、よろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（亀井次男）

以上、提案理由の説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

…………… 日程第5 発議第2号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第5、発議第2号、有田川町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

本議案は、提出者22番中山議員、賛成者18番楠部議員ほか4名より提出されていますので、22番議員に提案理由の説明を求めます。

22番、中山君。

○22番（中山 進）

発議第2号、有田川町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についての提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、地方自治法の一部を改正する法律が平成18年6月7日に公布され、法第109条、第109条の2及び第110条において、常任委員会・議会運営委員会・特別委員会が議案を提出することができるようになったこ

とから、関連条項の改正をする必要があるので、会議規則第14条の規定により提出する。

提出者、中山進、賛成者、楠部重計、増谷憲、佐々木裕哲、殿井堯、新家弘。以上であります。

ご審議の上、ご賛同の程、よろしくお願い申し上げます。

○議長（亀井次男）

以上、提案理由の説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

…………… 日程第6 選挙第1号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第6、選挙第1号、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

定数は1人です。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、議長において指名推選いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認めます。

選挙の方法は、議長において指名推選することに決定しました。

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員に佐々木裕哲君を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました佐々木裕哲君を和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認めます。

したがって、佐々木裕哲君が和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました佐々木裕哲君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

…………… 日程第7 陳情の審査報告について（陳情第1号） ……………

○議長（亀井次男）

日程第7、陳情の審査報告についてを議題とします。

陳情第1号として、集配局の廃止再編計画に反対する意見書採択に関する陳情が、平成18年第3回定例会第1日目において、総務文教常任委員会に付託されています。

この件について、総務文教常任委員長から審査の経過及び結果について報告を求めます。

総務文教常任委員長、新家君。

○総務文教常任委員長（新家 弘）

委員長報告を行います。

陳情第1号、集配局の廃止再編計画に反対する意見書採択に関する陳情が、平成18年第3回定例会において当委員会に付託されています。

この件につきまして、継続審査となっておりましたが、去る1月31日、3度目の委員会を開き、内容等について慎重審査をいたしました。

その結果、全会一致で採択することに決定いたしました。

十分にご審議の上、よろしくご決定くださいますようお願い申し上げ、報告を終わります。

○議長（亀井次男）

ただいま、総務文教常任委員長から報告がありました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって本案は、委員長報告のとおり採択することに決定されました。

お諮りします。

お手元に配布のとおり、過疎地域における集配局の維持・存続を求める意見書の提出について、意見書案が、提出者19番新家議員、賛成者2番増谷議員ほか6名から提出されました。

この際、本件を日程に追加し、追加日程第1として、ただちに議題といたしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認めます。

したがって、本件を日程に追加し、追加日程第1、意見書案第1号として、議題とすることに決定しました。

…………… 追加日程第1 意見書案第1号 ……………

○議長（亀井次男）

追加日程第1、意見書案第1号、過疎地域における集配局の維持・存続を求める意見書の提出についてを議題とします。

本意見書案について、19番議員より提案理由の説明を求めます。

19番、新家君。

○19番（新家 弘）

意見書案第1号、過疎地域における集配局の維持・存続を求める意見書の提出について、提案理由の説明を行います。

お手元に配布の意見書案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

過疎地域における集配局の維持・存続を求める意見書案。

日本郵政公社は、2007年10月の完全民営化を前に、今年3月までに1,048の集配局を無集配局とする計画になっております。無集配局の大半は離

島や中山間地域、過疎地域の郵便局であり、地域住民の日常生活に必要な郵便物の集配や金融サービスなど、生活基盤サービスを提供するにとどまらず、安心安全なまちづくりに貢献するとともに、地域住民の交流の場としても活用されている。地域の過疎化を考えると、過疎地域の郵便局の存在はますます重要となっている。

しかし今回の計画では、有田川町地域内においてもサービスの低下が十分懸念される状況にある。

よって、政府においては「サービスは低下させない」という国会答弁にもあられるように、過疎地域の実情をご理解いただき、過疎地域における集配局を維持・存続していただけるよう求めるものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年3月7日、和歌山県有田川町議会。

なお、提出先については内閣総理大臣であり、十分にご審議をいただき、よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

○議長（亀井次男）

ただいま、19番議員の提案理由の説明がありました。

これより、意見書案第1号の質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本意見書案は、原案のとおり提出することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立全員であります。

したがって、本意見書案は原案のとおり提出することに決定しました。

…………… 日程第8 議案第6号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第8、議案第6号、平成18年度有田川町一般会計補正予算第8号を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

2番、増谷君。

○2番（増谷 憲）

議案第6号について、質疑をさせていただきます。

私は、この補正予算の中で1点だけお聞きしたいわけですが。これまでも一般質問や質疑等でお伺いさせていただいてきた、まちづくり交付金事業であります。今回この51ページに都市計画総務費が組まれています。この中で、土地購入費等が入っているわけですが。この中でいろんな事業を組まれているわけですが、今回の中身で言いますと、鉄道公園設置工事費とか、それから水の公園用地費と報償費とが組まれているという説明を受けました。

そこで2点について伺います。

まず、鉄道公園の中身について、公園を設置することによってどのような効果が生まれるのか、この点ご説明いただきたいのと、それから水の公園事業についてもご説明をいただきたいと思います。まず、この点よろしく願いいたします。

○議長（亀井次男）

企画課長、山崎君。

○企画課長（山崎正行）

お答えいたします。

有田川鉄道公園設置工事につきましては、工事概要といたしまして、造成、それから外溝工事でございます。

この鉄道公園につきましては、以前からマスタープラン、長期計画等々調査の結果を反映させまして、いろいろと具体的に計画をしましてまいりました。そして、まちづくり交付金事業というもののにのせまして実施をはかっているわけですが、具体的に実施するに当たりまして、ワークショップというのを7回開催いたしまして、もちろんその地域周辺の皆さん方の意見を聴取しながら今回計画をたてております。ただ、仕上げにつきましては、2カ年次をもってやるということで、来年次とあわせて実施してまいります。この事業につきましては、まだまだ支出的な分野もまだ残っております。今回につきましては、そういう自然公園的な工事設置の発注分でございます。

それから水の公園用地及び補償費につきましては、この内容につきましては15筆買収するようになっております。12名の地権者でございますが、これについては、ただいま業務設計を行っている最中でございます。まだ成果品が出てきておりません。このいろいろと抱きあわせ工事といたしまして、となりに交流センターを設置することになっておりますので、その水の公園と交流センターと一体性という格好で、まちづくり事業の趣旨に合うようにする計画になっております。

以上でございます。

○議長（亀井次男）

2番、増谷君。

○2番（増谷 憲）

再度お伺いさせていただきます。

今度は答弁の方は町長さんをお願いしたいわけですが。今日も午前中に、町長さんは所信表明の中でおっしゃられましたが。例えば、これから事業等をする上でコスト意識を持たなあかんとか、それから、効果の得られるもの得られないものを選択して、あかんものは休止もしくは廃止していくということとか、これからの事業はできるだけオープンで信頼があって、そして行政運営が十分果たされるものでやっていきたいという説明でありましたね。そういうことでいかれるのであれば、今ご説明していただいた2つの事業について、今の財政難の中で本当に不要不急の事業として必要なものかどうかということなんです。

鉄道公園につきまして、まずお伺いします。

私、有鉄時代にですね、あそこに車両を保管しているグループがありますね。その方々が年に1回かなんか鉄道まつりを当時やっていたと思うんです。私も参加したことがありますけども、やっぱりあういうレベルではとても行政効果と言いますか投資効果が得られんのと違うかと心配するわけです、実際。ですから当局の方がおっしゃるように効果のあるものかどうかという点が分かりにくい。このままそういうことをやっていっていいのかどうか心配するわけです。

もう1つ、水の公園も同じですけども、地域交流センターと一体してつくられるということですけども、これも莫大な事業費となっています。この公園の中身を見ましても、これから設計組んでやっていくということで中身がわからないという中で、例えば他の公園を見てみても、旧金屋町では運動公園の中に子どもさん方が遊ぶ遊具を設置して、これも3,000万円かけて設置したわけです。その状況を見ましても、しょっちゅう来ている状況でないと。各旧町別に見ましても、小さい公園がいっぱいあると。その利用状況を見ましても、ほとんど活用されていない中で、本当にこの公園がつくられて憩いの場になって活用されるかという点で見通しがちょっとどうなかと心配するわけです。ですから、今の財政難とあわせて、この事業は今の不要不急の時代から考えて、お金のある時代ならいいと思うんですけども、僕は凍結すべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

増谷議員さんにお答えしたいと思います。



まず、今のご質疑の事業の内容は、旧吉備町時代にまちづくり交付金事業という国の制度を利用して。有鉄さんも長らく、少なくとも90年間、この有田郡のみかん産業等々に発展させてくれたと。そういった中で、利用客も少なくなつて廃止をせざるを得ないという状況に追い込まれてきて、何とかこれを生かした方向でやれないかというのがもともとの計画でありました。今回も金屋口の元の交番から庄の正覚寺の間については、県が歩道の設置のかわりに、県が代行してやってくれます。それと同時に、やっぱりウォーキングあるいは通学にも支障をきたすので、これを歩道として、あるいは自転車道として利用する計画であります。

増谷議員さんおっしゃるとおり、水の公園とか地域交流センター、果たして効果があるのかという話でありますけれども。水の公園についても、あるいは地域交流センターについても、いろんな面から精査をさせていただいて、ものすごく縮小をしております。ただ、このまちづくり交付金事業の目玉と言いますか、その条件の中に、その地域交流センターも入っているわけでありまして、これはやっぱり建設しなければいけないし、やっぱり町民が集う場所として今後十二分にも活用していただけるような施設にしていきたいと思っております。

水の公園については、また議会の皆さん方とも今後順次相談しながら、無駄なお金を投資しないように、いろんな研究をしながら整備を進めてまいりたいと思っております。

○議長（亀井次男）

ほかに質疑ございませんか。

26番、森谷君。

○26番（森谷信哉）

消防団の質疑になるんですけども。昨年合併して、消防の服を新調していただいたんですけども、今年の1月の出初式のときに地元の団員さんから相談されたことなんですけども。寒いのでストーブにあたっとなんやという話やっただけなんです。そこでまあストーブにあたって、消防の服が燃えてしまったというか、焼けてしまったんやという話をいただいたんです。今後、火事的时候可以に地元の消防団の方とかが行きますので、団員の安全をまずきっちり調べなアカンと思っております。まず、今の消防の服の耐火基準とかそういうのを調べていただいて、報告していただきたいと思っております。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

森谷議員の質疑にお答えしたいと思います。

今年、すべての消防団員の作業服を新調させていただきました。

どういう具合でこげたのか知りませんが、恐らく直接、火へ当たったんだと思います。それが燃えたのか、こげたのか、そこらはちょっとまだ聞いてませんが、今のご質疑の耐火の基準というのを、また後日、報告させていただきますけれども、多分そうだと思います。

やっぱり消火の現場に入るときは、実はあの服では入れません。耐火服を各分団に配ってますので、実際の火災現場に入るときは皆あの服では入らない、耐火服を着て入るようにしています。

いずれにしても、そこたりどうなっているのか調べて、後日ご報告を申し上げます。

○議長（亀井次男）

ほかに質疑ございませんか。

18番、楠部君。

○18番（楠部重計）

議案第6号について、お尋ねいたしたいと思います。

59ページの社会教育費なんですけれども、補正前の額3,033万7,000円に対しまして、今回156万7,000円の減額となっております。これは公民館費として、公民館の職員報酬あるいは講師等謝金、地域活動の謝金、それから公民館の職員の費用弁償、し尿浄化槽清掃作業、公民館運営委託料、公民館運営推進費補助金の合計156万7,000円減額されておりますけれども、この減額をされておる理由についてご説明願えたらと思います。

と言いますのも、私ども特にその公民館運営費等々は合併して予算も少なくなっていると、小さいことまでちょっと削られているところも多々あるんだというような声が地域の中から多々聞かれるわけなんですけれども。ここでまあ減額されておるということですが、せっかく取った予算についてはできれば消化したいと。まだまだ追加補正していただきたいような社会教育の中でございますけれども、そういった意味で減額されておる理由についてお聞かせを願いたいと思います。

○議長（亀井次男）

社会教育課長、平内君。

○社会教育課長（平内竹信）

楠部議員さんのご質疑にお答えいたします。

今回、社会教育費の公民館費、報酬、報償費、旅費、これにつきましては、清水地区の5公民館、それから13分館の公民館の活動実績の見込みによる減でございます。それから、し尿浄化槽の役務費の15万7,000円の減額につきましては、田殿と御霊コミュニティーの実績による減額を見込んでございます。それから公民館運営委託料、それから負担金補助及び交付金の10万円

の減につきましても、清水地区の実績による見込み減を計上いたしました。

以上でございます。

○議長（亀井次男）

18番、楠部君。

○18番（楠部重計）

まあ、公民館の職員報酬、5公民館ということでございますけれども。それからまた、49万円の講師等謝金の中でも19万円、あるいは地域活動時の謝金30万円等々ございますけれども。これやっぱり、計画が何かの都合でできなかったのか、どうでしょうか。特に金屋地域などにつきましては、公民館の地域活動費が足りないという声をよく聞いておりますけれども、その点いかがでしょうか。

○議長（亀井次男）

社会教育課長、平内君。

○社会教育課長（平内竹信）

公民館活動につきましては、当初から各地区の公民館長さん、それから主事さんで計画させていただいたわけでございますけれども、今回、年度末を控え、その費用の精算を行ったものでございます。以上です。

○議長（亀井次男）

18番、楠部君。

○18番（楠部重計）

特に公民館によっては、まだまだ活動の費用がほしいというところもございます。かたや、この合併してから公民館事業を抑えよというような声まで聞いているような、私だけかもわかりませんが。そういった活動に対する、公民館に対する予算の厳しい状況で、そういったことも時たま聞いております。そういう意味から、せっかくこういった推進活動費なりあるのは、もっと活用したらどうかと思いますけれども、19年度はそういうことの、あるいは足りないところへはもっと流用するなりできるようにしてもらえたらと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

楠部議員さんにお答えをさせていただきます。

公民館活動というのは、本当にこう、地域と密着した活動でありまして、公民館活動を抑えよと言うた覚えは一切ありません。

それと、この減額については、恐らく当初計画していた事業が未消化に終わった分の、公民館関係についてはその減額だと思います。

何も公民館活動を少なくせよとかではなく、それは財政の許す限り今後もつけていきたいと思います。ただ、これについては、計画していた事業が未消化に終わったため、18年度の最終決算を迎えて、このぐらいの余剰金が出たということです。

○議長（亀井次男）

ほかに質疑ございませんか。

3番、堀江さん。

○3番（堀江眞智子）

2点お聞かせいただきたいのですが、53ページの教育のところと、それから消防費のところでお聞きしたいと思います。

まず53ページです。教育の清水地区の小中学校にエアコンが付くというふうにお聞きしたんですけども、これは未設置の学校全部なのか、またこの後も計画的にされるのかということをお聞きしたい。

それから消防施設費で、防災無線の設置の事業があるんですけども、先ほどお聞きしますと、1機200万円とお聞きしました。先日、水道の事故があったときに、うちは農電をとってるんですけども、農電では家の中だからよく聞こえるんですけども、冬であって窓も閉めていることもあって、防災無線で放送されたときにはすごく聞き取りにくかったんです。気がついたのがよかったなというふうに思いました。

それで、ちょっと調べてみましたところ、農電、金屋地域では全戸3,000戸のうち、2,100戸ほどとっております。それから吉備では、全戸で言いますと4,500戸ほどあると思うんですけども、2,000戸ほどが農電をとってるんです。先ほど、ちょっと課長にお聞きしましたが、各家庭の防災無線、子機などをつけますと、2万円のお金でできるということをお聞きしました。この防災無線の支局をつくるのにすごい時間がかかると思うんです。近すぎて声が大きいかとかそういうこともあって、場所の選定がすごい大変だということも以前の議会でお聞きしたことがあります。それで言いますと、これから、災害は緊急な課題ではないかと思しますので、本人負担1万円で2万円のをつけるというのではなく、聞き取りにくいところとか、そういうところを町も把握していると思しますので、無料のレンタルというような形で、その聞き取りにくいところや、高齢者の方の聞き取りにくい方には設置するような計画もあわせて考えていくべきはないかと思うんです。これは私の要望ですけども、そういうこともあわせて検討していただけるのかどうか、答弁をお願いします。

○議長（亀井次男）

総務課長、須佐見君。

○総務課長（須佐見政人）

堀江議員さんの質疑にお答えいたします。

防災無線の個別の受信機だと思うんですけども、検討いたします。

○議長（亀井次男）

学校教育課長、岩本君。

○学校教育課長（岩本良憲）

堀江議員さんの質疑にお答えいたします。

18年度補正予算で、清水地区小中学校のエアコン設置につきましては、各特別教室、保健室とか理科室とかの特別教室への設置を予定してございます。

普通教室までは、今後、努力しながら順次していきたく思っております。

清水地区のすべての学校でございます。

（「もちろんその中に金屋も順次ということですか」と堀江議員、呼ぶ）

○学校教育課長（岩本良憲）

はい。もう、そのところは入っております。

○議長（亀井次男）

ほかに質疑ございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑がないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（亀井次男）

起立、多数であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

…………… 日程第9 議案第7号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第9、議案第7号、平成18年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

…………… 日程第 10 議案第 8 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 10、議案第 8 号、平成 18 年度有田川町介護保険事業特別会計補正  
予算第 4 号を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

…………… 日程第 11 議案第 9 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 11、議案第 9 号、平成 18 年度有田川町簡易水道事業特別会計補正  
予算第 4 号を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

…………… 日程第12 議案第10号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第12、議案第10号、平成18年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計補正予算第1号を議題とします。

質疑を行います。質疑は、ありませんか。

2番、増谷君。

○2番（増谷 憲）

質疑させていただきます。

今回のこの補正予算の中身を見ますと、たいへんな運営状況になってきているわけですが、この状況を生かして今後どのようなことを考えていかれる予定なのか、もしくは計画しているものがあれば、ご説明いただきたいと思います。

○議長（亀井次男）

町長、中山君。

○町長（中山正隆）

かなや明恵峡温泉、これはもうどこの温泉でもそうですが、ある町へもまた新しいものができるということで、集客力というか利用客というのが年々減少しています。それで、このかなや明恵峡温泉についても、一度また支配人ともきちっと話をしながら、民間委託も含めてですね、今後の検討課題とさせていただきます。

○議長（亀井次男）

ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

…………… 日程第 1 3 議案第 1 1 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 1 3、議案第 1 1 号、平成 1 8 年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計補正予算第 1 号を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

…………… 日程第 1 4 議案第 1 2 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 1 4、議案第 1 2 号、平成 1 8 年度有田川町公共下水道事業特別会計



補正予算第5号を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

…………… 日程第15 議案第42号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第15、議案第42号、有田川町課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（亀井次男）

起立、全員であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

…………… 日程第16 諮問第1号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第16、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本件は人事案件につき、質疑、討論を省略させていただきますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認め、質疑、討論は省略させていただきます。

お諮りします。

本件は、諮問のとおり答申いたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認めます。

したがって、本件は諮問のとおり答申することに決定しました。

…………… 日程第17 諮問第2号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第17、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本件は人事案件につき、質疑、討論を省略させていただきますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認め、質疑、討論は省略させていただきます。

お諮りします。

本件は、諮問のとおり答申したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認めます。

したがって、本件は諮問のとおり答申することに決定しました。

…………… 日程第 18 諮問第 3 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 18、諮問第 3 号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本件は人事案件につき、質疑、討論を省略させていただきますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認め、質疑、討論は省略させていただきます。

お諮りします。

本件は、諮問のとおり答申いたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認めます。

したがって、本件は諮問のとおり答申することに決定しました。

…………… 日程第 19 諮問第 4 号 ……………

○議長（亀井次男）

日程第 19、諮問第 4 号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本件は人事案件につき、質疑、討論を省略させていただきますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認め、質疑、討論は省略させていただきます。

お諮りします。

本件は、諮問のとおり答申したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認めます。

したがって、本件は諮問のとおり答申することに決定いたしました。

お諮りします。

日程第 20、議案第 13 号から日程第 50、議案第 44 号までを提案理由の説明だけにとどめ、議案調査のため審議を中止したいと思いますが、これにご

異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（亀井次男）

異議なしと認めます。

本日の会議は、これで延会にいたしたいと思います。

なお、次回の本会議は、3月15日、木曜日、午前9時30分から再開いたします。

~~~~~

延会 15時47分